

## 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年1月24日～平成35年1月23日までの5年間

2. 内容

目標1：平成30年2月までに、所定外労働を削減するため、  
ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 平成30年2月～ ノー残業デーを実施する  
全体集会での周知を実施する

- 平成30年4月～ ノー残業デーの届け出制を強化する

目標2：平成34年12月までに、年次有給休暇の取得日数を、  
一人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 平成30年2月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、  
取得状況のとりまとめなどによる  
取得促進のための取組を開始する

- 平成30年4月～ 半日休暇取得制限を緩和する